

令和 5 年 5 月 2 9 日  
令和 5 年度第 1 回障害者施策推進協議会

## 次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

### 1. 主旨

令和 6 年度からの次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ー（以下「次期計画」という。）の策定に向け、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえた次期計画の構成等に関する検討状況について報告する。

## 2. 基本理念

地域共生社会の基本的な概念である「社会的包摂」においては、障害のある人もない人も、生活のあり方を自ら選択・決定できることが大切である。次期計画においては、「選択」できる地域共生社会の構築を旨とすることを強調するため、基本理念を以下のとおりとする。

### 現計画の基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して  
住み慣れた地域で支えあい  
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現



### 次期計画の基本理念（案）

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して  
住み慣れた地域で支えあい  
**選択した**自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

### 3. 本計画期間における行動コンセプト

#### 行動コンセプト

#### 当事者の選択を支える

基本理念の実現に向け、令和6～8年度の計画期間における行動コンセプトを「当事者の選択を支える」とする。

支援者等（区や支援機関、家族や団体など）は、インクルージョンの考え方を基本としながら、障害のある当事者個々の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意して複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努める。

**「選択」を支える環境整備**：情報アクセスのしやすさ、体験や選択の機会の確保、多様な福祉サービスの整備、既存サービスでの障害児者の受入れ、再利用を尊重する仕組み

**「選択」するための支援**：理解しやすい情報提供、選択肢を提示、選択の結果と選び直しを尊重

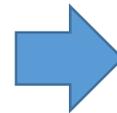
## 次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

### 4. 計画の名称

- ◆平成7年に制定した「せたがやノーマライゼーションプラン」は、どのような障害であっても社会の一員として社会活動に参加し、平等かつ人間らしく生活していけるようにすること、すべて障害者は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること等を基本的な考え方に掲げ、現在に至るまで様々な施策を推進してきた。
- ◆その後、国において障害者基本法の改正や関係法令の制定等があり平成26年には国連障害者権利条約を批准、障害の社会モデルや多様性を尊重する考え方が徐々に広まるなか、区ではインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を令和4年度に制定した。
- ◆ノーマライゼーションの考え方を継承しながら、近年増加している複雑・複合化する課題への対応や、地域共生社会に関する社会状況の変化等を踏まえ、次期計画では、全ての区民が個々の特性や経験を含めた多様性を尊重し、その存在と価値観を相互に認め合い、誰一人取り残さないことを目指し、計画の名称を以下のとおりとする。

#### 現計画の名称

せたがやノーマライゼーションプラン  
ー世田谷区障害施策推進計画ー

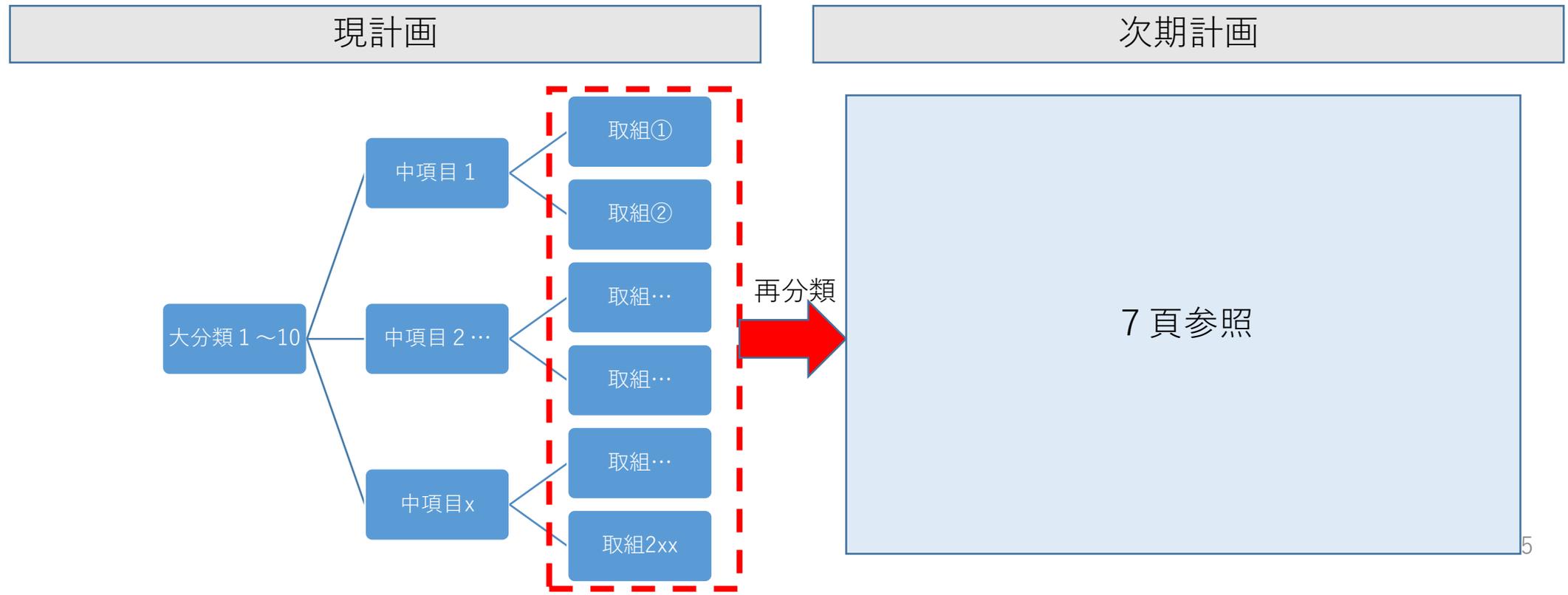


#### 次期計画の名称

せたがやインクルージョンプラン  
ー世田谷区障害施策推進計画ー

## 5. 施策体系

次期計画の施策体系については、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の章立てをもとにした大項目（4）と、現計画の各取組を目的に応じて分類した中項目（14）とする。



## 6. 施策の構築のための視点

地域共生社会の実現を目指すとともに障害者等の支援施策を今後も推進していくにあたって、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の目的及び基本理念、各方面からの意見等を踏まえ、次期計画に位置づける施策の構築のための視点（3点）を明確にする。

視点		説明
視点1	当事者参加	当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者個々の希望や選択を考慮しているか。
視点2	相互理解	当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。
視点3	担い手支援	支援の担い手（家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援を考慮しているか。

## 7. 施策体系と視点

★：特に関連が深い視点

大項目（施策の柱）	中項目	この中項目の施策の目的	視点① 当事者 参加	視点② 相互 理解	視点③ 担い手 支援
障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消	(1) 理解する	社会全体に障害理解を浸透させる		★	
	(2) 守る	当事者を権利侵害から守る		★	
安心して暮らし続けることができる地域づくり	(3) つながる場をつくる	当事者が使いやすい交流の場をつくる	★		★
	(4) 連携して支援する	縦割りにならない支援を実現する			★
	(5) 安心できる暮らしを確保する	当事者が不安なく日常生活を送れる環境をつくる	★		
	(6) 望むライフスタイルを実現する	当事者が希望する暮らしかたを選択できる	★		
	(7) 毎日の暮らしをサポートする	日々の暮らしに必要な支援を確実に届ける	★		★
	(8) 出かけやすい街をつくる	外出のハードルを下げる	★	★	
	(9) いつでも相談できる	一人で悩む当事者・家族を減らす	★		★
	(10) 家族を支援する	当事者家族が自分の生活を楽しめる環境をつくる		★	★
	(11) サービスの質を向上させる	より良いサービスを提供する	★		★
	参加及び活躍の場の拡大のための施策	(12) 望むワークスタイルを実現する	多様な働き方を可能にする	★	
(13) みんなで学ぶ・楽しむ・考える		社会の一員として交流し、影響しあう	★	★	
情報コミュニケーションの推進のための施策	(14) 情報取得・発信手段を確保する	情報格差をなくす	★	★	

## 8. 次期計画の章立て

現計画の構成を基本とした章立てとしたうえ、第3章に「本計画期間における行動コンセプト」を追加  
(次ページ参照)

### 施策の取組について

障害者総合支援法や精神保健福祉法等の法改正の内容や、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえて施策の取組を検討し、次期計画に位置付ける。

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等 (2) 国連障害者の権利に関する委員会からの日本政府に対する勧告等 (3) 共生社会の実現に向けた国内法の整備等 (4) 障害福祉サービス等の成果目標
2 計画の趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
第2章 現状と課題	
1 世田谷区における障害者を取り巻く状況	(1) 人口と障害者数の推移 (2) 障害者手帳所持者数の推移
2 前計画の実施状況	(1) 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護 (2) 医療と福祉の連携・健康づくりの推進 (3) 住まいの確保・生活環境の整備 (4) 就労等の活躍の場の拡大 (5) 相談・地域生活支援の充実 (6) 精神障害施策の充実 (7) 医療的ケア児（者）の支援の充実 (8) 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援 (9) サービスの質及び人材の確保
3 成果目標の実施状況等	(1) 第6期障害福祉計画等の成果目標の実施状況 (2) 障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の実績
第3章 計画が目指す姿	
1 基本理念	
2 施策展開の考え方（視点）	
3 計画目標	(1) 計画目標の設定 (2) 施策の体系
4 重点的な取組み	
5 本計画期間における行動コンセプト	

第4章 施策の取組	
1 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消	
2 安心して暮らし続けることができる地域づくり	
3 参加及び活躍の場の拡大	
4 情報コミュニケーションの推進のための施策	
5 成果目標等	(1) 障害福祉サービス等の成果目標  (2) 障害福祉サービス等の計画兼成果目標達成のための活動指標  (3) 地域生活支援事業の計画
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	(1) 区の組織等  (2) 区長の付属機関及び各種協議会等  (3) 施策の担当課
第6章 計画策定の経過	
1 審議の経過及び検討体制等	(1) 障害者（児）実態調査の実施  (2) 審議の経過等  (3) シンポジウム及びパブリックコメントの実施結果  (4) 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿  (5) 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿
第7章 資料編	

## 9. 重点取組

世田谷区自立支援協議会の意見、世田谷区障害者施策推進協議会における議論、障害者（児）実態調査、庁内ヒアリング、国連勧告等に基づき、以下の7点を次期計画の重点取組とする。

- 1 医療的ケア児（者）の支援
- 2 精神障害施策の充実
- 3 人材の確保・定着
- 4 災害への備えの推進
- 5 情報コミュニケーション・アクセス手段の確保
- 6 インクルーシブ教育推進に向けた土台作り
- 7 障害理解促進・差別解消

1

医療的ケア児（者）の支援

【背景・課題】

- ・医療的ケアを必要としている人や家族が安心して日常生活を営めるように、看護師等の医療的ケアの体制を充実させる必要がある。
- ・支援の担い手の鍵となる看護師に対するフォロー体制が十分ではなく、担い手が特に定着しにくいいため、担い手の支援に力を入れていく必要がある。
- ・医療的ケア児者と家族の生活を豊かなものにするため、保育園や区立学校での受入れを計画的に推進することに加え、地域で活動する団体や事業者による様々な取組の充実を図る必要がある。
- ・医療機器の電源を確保したうえで、安心して在宅避難を継続するための互助体制を構築する必要がある。
- ・医療的ケア児者に対応する施設の整備について、公有地等の活用を含めて計画的に進める必要がある。

【取組の方向性】

- ・医療的ケア児者の支援に携わる看護師等の人材の確保・育成
- ・発達や学びを支える体制や地域の取組の整備・充実
- ・災害に備える互助体制の確立
- ・公有地等を活用した施設整備

2

精神障害施策の充実

**【背景・課題】**

- ・国連勧告及び国の基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、長期入院している区民に対する動機付け支援など地域移行を継続して進める必要がある。
- ・こころの病気は誰でも罹りうるものであるにも関わらず差別や偏見があり、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等（以下「当事者」とする。）の実際の姿や声を施策に反映するため、当事者やピアサポーターとの協同を進める必要がある。
- ・障害の状態が固定されないという精神障害の特性に対応できる支援体制を充実させる必要がある。
- ・区の地域包括ケアシステムにおける主な課題「複合化・複雑化した問題を抱える方や、サービスにつながらない方に対する支援」には、精神障害を抱える方が多く潜在しているとみられている。

**【取組の方向性】**

- ・当事者の地域における生活の定着支援の強化
- ・当事者・ピアサポーターとの協同の推進
- ・精神科病院の入院者の意向を踏まえた地域移行の着実な推進

3

人材の確保・定着

**【背景・課題】**

- ・ 障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、職員の過不足状況について、「大変不足している」「不足している」「やや不足している」が合わせて73.9%。また、事業運営上の課題として、設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられないというものがある。
- ・ 早期離職が多く人材が不安定であるため、現場での効果的な育成が実施しにくい。
- ・ 複合化した課題に対して安定した支援を継続できるように、支援者等がチームによる支援技術や取り組み事例を学ぶ必要がある。
- ・ 障害理解を進めることにより、新たな人材の確保に向けた施策を推進する必要がある。

**【取組の方向性】**

- ・ 障害児者の自立を支援する技術やチームワークを学ぶ研修の充実
- ・ ボランティアを含めた新たな人材の確保に向け、障害理解を進めるための施策の推進
- ・ 施設や事業所の職員等の心身の健康を守る取組

4

災害への備えの推進

【背景・課題】

- ・ 障害者（児）実態調査では、地域（町会・自治会、民生委員、周囲の人）に要配慮者であることを申し出ている人は7.7%にとどまることや、停電に関する備えがないと回答する者が51.9%など、平時における備えやコミュニケーションが十分ではない様子が見てとれるため、地域と障害者のいる世帯との連携を図ることにより、地域防災力を向上させる必要がある。
- ・ 障害者（児）実態調査では、災害発生時に必要と思われるものとして「在宅避難の充実」と回答した人の割合が47.7%と最も高くなっており、在宅避難のための備えを推進を図る必要がある。
- ・ 防災情報や災害時の避難情報などを確実に得ることができるよう情報提供・取得手法のあり方を検討する必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 情報コミュニケーションの難しい障害者のための緊急事態における支援の検討
- ・ 災害時の在宅避難を安心して継続するための備蓄等の推進
- ・ 障害者や事業者・施設、地域住民等による「災害に備えるつながり」の推進

【背景・課題】

- ・情報コミュニケーション・アクセスは、自身の意思表示、自己決定、望む生活の選択の前提となる。特に災害時において、情報コミュニケーション・アクセスは限定的な手段になりがちであるが、障害者にとっては災害時こそ確保できていないと生命の危機につながるため、平時から様々な手段を確保しておくことが必要である。
- ・障害者（児）実態調査では、人とのコミュニケーションが「一人でできる」が65.8%に対し、情報を入力する際やコミュニケーションをとる際の困りごとが「特にない」は33.2%、「初めて行くところでは、不安になる」が2割半ばで、社会全体としては情報コミュニケーションに関し課題が多く存在していることがわかる。

【取組の方向性】

- ・障害児者の情報コミュニケーションやアクセスについて様々な手段の確保
- ・聴覚障害や視覚障害のある方への情報バリアフリーの推進
- ・重度障害のある当事者の意思表出や意思疎通の支援を充実

6

インクルーシブ教育推進に向けた土台作り

**【背景・課題】**

- ・国連の障害者の権利に関する委員会による勧告では、全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保することやインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障、教職員に対するインクルーシブ教育に関する研修の確保が求められている。
- ・第2次世田谷区教育ビジョン調整計画では、共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進に向け、共生社会の形成に向けた障害理解教育の充実や教職員の専門性の向上等を図る必要性が挙げられている。
- ・区が目指すインクルーシブ教育の姿を定めて共有し、推進に向けて土台を固めていく必要がある。

**【取組の方向性】**

- ・就学相談など様々な相談体制の充実を図り、一貫した切れ目のない支援を充実
- ・特別支援学級等の教職員の専門性の向上
- ・児童や保護者、教職員の障害理解教育の推進

7

障害理解促進・差別解消

**【背景・課題】**

- ・ 障害者（児）実態調査では、「あなたが希望する暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対し「周囲の人の障害への理解」選択肢の回答数が24.3%で最も多い。
- ・ 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例が制定・施行され、障害理解を促進する施策を具現化していく段階にある。
- ・ これまでの障害理解促進の取組の効果は十分であったか振り返り、本当に効果の高い施策のあり方を追求する必要がある。

**【取組の方向性】**

- ・ 障害の社会モデルの考え方や障害者等への接し方について多様な方法による周知
- ・ 障害者等が外出しやすいまちづくりを推進
- ・ 障害当事者の権利擁護としての差別解消の推進

## 次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

### 10. 今後のスケジュール

令和5年	6～7月	次期計画の中間まとめ案
	8～9月	次期計画の素案
	10月	次期計画の答申案

# 次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

## 【参考】世田谷区自立支援協議会からの2次意見（主なもの）

区分	現状・課題等
地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち向けの差別に関する教育の強化が必要。</li> <li>・様々な障害種別の理解促進事業を進めるため、企画・運営のコーディネートを行う役割が必要になってくる。</li> <li>・避難行動要支援者名簿の共有が出来ていない自治会ある。</li> </ul>
住まいの確保、生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域での生活を続けたいという声が多い。</li> </ul>
就労等の活躍の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業能力は高いものの、一人で通所することが難しく、就労継続B型を諦めるケースがある。</li> <li>・当事者が児童のうちには放課後等デイサービスなどがあるが、成人すると対応施設がなくなり、親が働けない。</li> </ul>
相談・地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所の種別が増え、専門によって分かれすぎて、どこに何を相談したらよいのかわからないという声がある。</li> <li>・介護保険サービスに移行する際、制度の違いに関する相談支援専門員などの理解を深めたり、事前に本人に十分な説明を行ったりするための準備ができない。</li> </ul>
精神障害施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいに関し、不動産業者やオーナー向けに理解・啓発動画を作成したが、その後の具体的な連携につながっていない。</li> <li>・地域定着を進めるには、医療・保健・福祉が連携することが必要である。相談しやすい関係性づくりが大切である。</li> <li>・長期入院を生まないための支援としては、平時の生活支援の充実や、早めの気づきと対応が必要。</li> </ul>
医療的ケア児（者）の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児（者）に対応できる事業所が限られている。</li> <li>・医療機関との連携が難しく、事業所単独での支援は困難な状況</li> </ul>
教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴こえの訓練や手話を含めたコミュニケーションの獲得などは早期支援が重要で、支援者の理解・スキルが必要になる。</li> </ul>
サービスの質及び人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と事業所が意見交換ができる場があると現状を共有できる。</li> <li>・担い手不足と担い手の高齢化が進んでいる。</li> <li>・潜在ヘルパーの掘り起こしを行ってはどうか。</li> </ul>